

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成19年
9月11日
(火曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件) (環境政策課) 一

道路の区域の変更(道路整備課) 五

道路の供用の開始(道路整備課) 五

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課) 五

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課) 五

大規模小売店舗立地法第八条第七項の規定による届出(商政課) 六

選管告示

政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示の一部訂正 六



山口県告示第四百五十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年九月十一日から同年十月一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び和木町役場において公衆の縦覧に供する。

平成十九年九月十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 三井化学株式会社
住 所 東京都港区東新橋一丁目五番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 三井化学株式会社岩国大竹工場
所在地 玖珂郡和木町和木六丁目一番二号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 (t/日)	工 事 着 手 予 定 日 月 年	工 事 完 成 予 定 日 月 年	使 用 開 始 予 定 日 月 年	間 隔 時 間 連 続 日 数
三七一口	一九二	平成一九、 一〇、二	平成二〇、 一、一〇	平成二〇、 一、一〇	連 続 二 四 時 間 時 間 間 隔 一 日 当 た り の 使 用 間 隔 時 間 変 動 の 概 要

備考 「三七一口」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設をいう。

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排出水の日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
〃	八	通 常	通 常	一六〇〇〇
〃	九	最 大	最 大	二四〇〇〇
〃	七	通 常	通 常	三三〇、七六六
〃	九	最 大	最 大	三四六、七七四

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

液 中 燃 焼 炉	種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の日当たりの量 (m ³)
		項目	汚 染 状 態 の 値	
		処理前	九・五	
		処理後	〇・八	
		通 常	四、〇〇〇	
		最 大	五、〇〇〇	
		通 常	八	
		最 大	二二、四四五〇	
		通 常	八	
		最 大	一七	
		通 常	三・一	
		最 大	九・三	
		通 常	一・二五	
		最 大	一八〇	

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

液 中 燃 焼 炉	種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	間 隔	使用時間	概 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定	工 事 完 成 予 定	使 用 開 始 予 定
レ	ン	ガ	一八〇	液 中 燃 焼	連 続	二 四 時 間	変 動 な し	(既)		

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の日当たりの量 (m ³)	
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)		
三七一口	通 常	通 常		
九	最 大	最 大		
		通 常	四、〇〇〇	
		最 大	五、九〇〇	
		通 常	五〇	
		最 大	八〇	
		通 常	八	
		最 大	一七	
		通 常	三・一	
		最 大	九・三	
		通 常	一一五	
		最 大	一九二	

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第四百五十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年九月十一日から同年十月一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市環境経済部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年九月十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 日本化薬株式会社
 住 所 東京都千代田区富士見一丁目一一番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 日本化薬株式会社厚狭工場
 所在地 山陽小野田市大字郡二三〇〇番地
- 三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /分)	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定
二七ール	三〇	平成一九 一〇、一	平成一九 一〇、一	平成一九 一〇、一
"	"	"	"	連 続 二四時間 変動なし
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"

備考 「二七ール」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する湿式集じん施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	
通 常 最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	窒 素 (mg/l)	燃 料 (mg/l)

No. 1 排水口	排水口	排出水の汚染状態の値	
		水素イオン濃度 (水素指数) 通常最大	化学的酸素要求量 (mg/l) 通常最大
六・九	八・六	一〇	二〇
浮遊物質		浮遊物質質量 (mg/l) 通常最大	浮遊物質質量 (mg/l) 通常最大
一〇	二〇	二〇	二〇
室の状態の値		室の状態の値	室の状態の値
検出せず	二四・七七	三三・四	一・二七
二・二五	二・二五	二・二五	二・二五
排水の一日当たりの量 (m ³)		排水の一日当たりの量 (m ³)	排水の一日当たりの量 (m ³)
一、一八五	一、四三〇	一、一八五	一、四三〇

五 排出水の汚染状態の値及び排水の量

排水槽	中和処理施設	種類	項目	
			水素イオン濃度 (水素指数) 通常最大	化学的酸素要求量 (mg/l) 通常最大
処理後	処理前	処理後	処理前	通常最大
"	七	六・七	一	一〇
二〇	五〇	二〇	三六	六六
四〇	九六	四〇	六六	五五
五	三〇	"	二二〇	二二〇
一〇	五〇	"	検出せず	検出せず
"	六〇	"	一五〇〇	一五〇〇
"	九〇	"	二〇〇〇	二〇〇〇
"	二・八	"	三・三	三・三
"	三・二	"	五	五
"	八五〇・一	"	一三三	一三三
"	一、一八一・二	"	一八八・七	一八八・七

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水槽	中和処理施設	種類	構造	能力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間	間隔	一日当たり	季節的変動の概要	工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定
										年月日	年月日	年月日
"	製鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	能	一、二〇〇	中	連	続	二四時間	変動なし	(既)		
												(設)

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

備考	(一)の表の備考は、この表について準用する。	"	"	二七・一
"	"	"	"	三
"	"	四・一	六・三	四・一
"	"	"	"	一〇
"	"	"	"	二〇
"	"	"	"	五〇
"	"	"	"	一〇〇
検出せず	一、七〇〇	検出せず	検出せず	検出せず
検出せず	三、四〇〇	検出せず	検出せず	検出せず
一、三〇〇	検出せず	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
二、六〇〇	検出せず	二、六〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇
"	〇・二	"	〇・六	〇・六
"	〇・三	"	〇・九	〇・九

No. 2	排水口	七	"	"	一五	三〇	"	二七・八四	四四・三五	一・五八	二・八	一、三〇〇・八	一、七二五・九
-------	-----	---	---	---	----	----	---	-------	-------	------	-----	---------	---------

山口県告示第四百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成十九年九月十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月十一日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
 路線名 琴芝際波線
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
宇部市大字中山字河内七九〇の四地先から 同市南中山町八六二の一の地先まで	最狭 二一・六 最広 二七・二	最狭 二六・八 最広 一六二・〇	一六二・〇	道路改良工事の完了による。	

山口県告示第四百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成十九年九月十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月十一日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日

県道 琴芝際波線
 宇部市大字中山字河内七九〇の四地先から
 同市南中山町八六二の一の地先まで
 平成十九年九月十日



(四五三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十九年十月二十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年九月十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日
平成十九年八月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人あかり山口作業所
 代 表 者 の 氏 名 石川 信子
 主たる事務所の所在地 山口市下小鯖二七三番地の二

(四五四) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第一項の規定により、平成十九年四月二十七日山口県公告（二二二）に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。
 当該意見は、平成十九年九月十一日から同年十月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年九月十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 サンパークおのだ
所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(四五五) 大規模小売店舗立地法第八条第七項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第七項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年九月十一日から平成二十年一月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年九月十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) マックスバリュ柳井新庄店
所在地 柳井市新庄四四の五
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市北条口四丁目四 藤本 昭
式会社
- 三 変更に係る事項の概要
駐車場の自動車の出入口の位置
- 四 届出年月日
平成十九年八月二十八日

山口県選挙管理委員会告示第八十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出された平成十七年一月一日から同年十二月三十一日までの間に係る収支に関する報告書について、自由民主党山口県第一選挙区支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定により、政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示(平成十八年山口県選挙管理委員会告示第七十二号)の一部を次のとおり訂正する。

平成十九年九月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

自由民主党山口県第一選挙区支部に関する部分中「2,255,892円」を「11,255,892円」に、「23,000,000円」を「14,000,000円」に改める。

平成十九年九月十一日印刷
平成十九年九月十一日発行

発行人所 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)